

令和6年度青森県ツキノワグマ捕獲・出没情報解析委託業務仕様書

1 目的

本業務は、特定鳥獣保護管理計画におけるゾーニング設定の基礎資料とするため、これまでの捕獲や出没情報等を取りまとめ、経年的な出没傾向や集落・誘引物等との位置関係などを図化・解析することで、出没・被害多発地の抽出とその要因を分析し、地理的条件ごとの有効な対策の検討を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務内容

(1) 捕獲情報解析

県及び環境省が収集した捕獲に係る情報を集計し、ツキノワグマの捕獲頭数等について、ゾーニング設定の基礎資料となるよう、過年度からの推移を含めて図化し、解析を行う。

(2) 出没情報解析

県が収集した出没地点ごとの情報を集計し、出没地点、県民局別の情報件数、月別の情報数、出没集中地点、出没時の被害形態、出没地点における環境と集落との関係、想定される集落等への主な侵入経路などについて、ゾーニング設定の基礎資料となるよう、過年度からの推移を含めて図化し、解析を行う。

(3) 地理的条件ごとの有効な対策方法

捕獲情報及び出没情報の解析結果から考え得る地理的条件ごとの有効な対策方法を検討する。

4 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 成果品

業務報告書：1部（印刷物）、1枚（電子媒体（CD-R又はDVD-R））

(2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

5 知的財産権等の取扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとし、委託者が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、委託者と別途協議するものとする。

6 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

(2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。

(3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(4) 委託業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めるとともに、必要に応じて大学等の有識者に適宜助言を求め、より精度の高い調査結果となるように努めること。

(5) 報告、提出、連絡等において、セキュリティ上、フリーメールの使用は認めない。